

「2019年度 日系企業のITサービス、ソフトウェア及びモノの  
国際競争ポジションに関する情報収集」に係る公募要領

(2019年8月21日)

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

技術戦略研究センター

「2019年度 日系企業のITサービス、ソフトウェア及びモノの  
国際競争ポジションに関する情報収集」に係る公募について  
(2019年8月21日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本事業について受託を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

## 1. 件名

2019年度 日系企業のITサービス、ソフトウェア及びモノの国際競争ポジションに関する情報収集

## 2. 事業概要

NEDOの研究開発プロジェクトでは、新産業創出や産業競争力強化を図ることのできる研究開発を重点的に実施することが求められており、主に、1)エネルギー政策及び産業政策上の必要性が高いこと、2)企業単独の実施ではリスクが高く、民間主導では十分な検討がなされないこと、がプロジェクト選定における基本的な考え方となっています。

本事業では、NEDOが上記目的を達成するプロジェクトを継続的に推進していくための情報収集の一環として、近年重要性がますます高まっているモノに付随するITサービス及びソフトウェアについて世界市場での日系企業の国際競争ポジションの現況と動向を明らかにする。特に多様化するユーザーニーズに柔軟に対応するITサービス及びソフトウェアとハードウェアとの技術融合が重要になっており、いくつかの注目製品におけるITサービス及びソフトウェアについて、ITサービスと製品との市場関連性の分析を行う。

一方、産業競争力の源泉であるモノを中心とした代表的な製品についても、世界市場規模と企業国籍区分別の売上高占有率（シェア）を調査する。また、それらの年推移等を併せて分析することによって、モノにおける日系企業の国際競争ポジションの現況と動向を明らかにする。

## 3. 応募要件

次のa.からc.までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望する企業等とします。

a. 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。

b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

c. NEDOが調査／事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。

## 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書3部（正1部、写2部）を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参に

て御提出ください。FAX 又は E-mail による提出は受け付けません。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。

<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

#### (1) 提出期限

2019年9月6日(金) 正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ホームページにてお知らせいたします。

#### (2) 提出先

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

技術戦略研究センター マクロ分析ユニット (担当: 大石、蕨塚)

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 16階

※持参の場合は、16階「総合案内」で受付を行い受付の指示に従ってください。

※郵送の場合は封筒に『「2019年度 日系企業のITサービス、ソフトウェア及びモノの国際競争ポジションに関する情報収集」に係る提案書在中』と朱書きして下さい。

### 5. 応募方法

#### (1) 提案書の作成に当たって

- a. 提案書のうち表紙、要約、本文の記載様式は「提案書類の別添1」をご参照ください。なお、提案書は日本語で作成してください。
- b. 次の公募関連書類が本公募のウェブサイトからダウンロードできますので、御参照ください。
  - ・仕様書 (PDF)
  - ・提案書類 (WORD)
  - ・契約に係る情報の公表について
  - ・調査委託契約標準契約書 ([http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2019\\_3yakkan\\_chousa.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/2019_3yakkan_chousa.html))

#### (2) 部分提案について

「仕様書」に記載された事業内容の一部であっても、その効率的・効果的な達成に貢献するものであれば、提案を受け付けます(部分提案)。ただし、部分提案の場合は、情報収集項目を明示してください。

#### (3) 提案書に添付する書類

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・会社経歴書 1部 (提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要)
- ・最近の営業報告書(3年分) 1部

- ・提案受理票（「提案書類の別添 2」） 1 部
- ・秘密情報の取扱いにする社内規程等の写し 1 部

※NEDO が提示した契約書（案）に合意することが委託先選定の要件となります。契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書 1 部を添付してください。

#### （4）提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ別添 2 の「提案書類受理票」に会社名等御記入の上、送付（持参）してください。
- ・提出された提案書等は返却しません。提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

## 6. 秘密の保持

提案書は本公募の実施者選定のためにのみ用い、NEDO で厳重に管理します。取得した個人情報は本公募の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

## 7. 委託先の選定

### （1）審査の方法について

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

### （2）審査基準

- a. 調査の目標が NEDO の意図と合致していること。
- b. 調査の方法、内容等が優れていること。
- c. 調査の経済性が優れていること。
- d. 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- e. 当該調査を行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該調査等に必要な研究員等を有していること。
- h. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
- i. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 20 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づ

く認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。)

### (3) 委託先の公表及び通知

#### a. 採択結果の公表等

採択した案件(実施者名、事業概要)はNEDOのホームページ等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

#### b. 附帯条件

採択に当たって条件(他の機関と共同で実施すること、調査範囲の変更等)を付す場合があります。

### (4) スケジュール

2019年

8月21日	:	公募開始
8月28日	:	公募説明会(会場:NEDO本部 16階 会議室A)
9月6日	:	公募締め切り
9月上旬(予定)	:	委託先決定
9月下旬(予定)	:	公表
10月中旬(予定)	:	契約

## 8. 留意事項

### (1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

### (2) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください: 経済産業省ホームページ  
[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください: NEDO ホームページ

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。  
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、当機構の事業への応募を制限します。  
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

### (3) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：NEDO ホームページ

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(4) NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 16 階

電話番号：044-520-5131

FAX 番号：044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ホームページ：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

#### (5) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添 4 のとおり、NEDO との関係に係る情報を NEDO のホームページで公表することがあります。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### (6) 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)

a. 我が国では、外国為替及び外国貿易法 (昭和 24 年法律第 228 号) (以下「外為法」という。)に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出 (提供) しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物 (技術) を輸出 (提供) しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度 (リスト規制) と②リスト規制に該当しない貨物 (技術) を輸出 (提供) しようとする場合で、一定の要件 (用途要件・需要者要件又はインフォーム要件) を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度 (キャッチオール規制) から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者 (非居住者) に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出 (提供) しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理 (全般) <http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>



(Q&A <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html> )

- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 9. 説明会の開催

本公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。説明は日本語で行います。事前登録は不要です。（説明会への参加は任意です。）

<説明会の日時、場所>

日時：2019年8月28日（水）13時00分～14時00分

場所：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 16階 会議室 A

〒212-8554 神奈川県川崎市大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階

※16階「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

## 10. 問い合わせ先

本公募に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、8月21日（水）から9月2日（月）の間に限り、下記宛 E-mail にて受け付けます。

なお、お問い合わせの内容に応じて、公平を期すために回答を本公募のウェブサイト上で公開する場合がありますので、お問い合わせは9月2日（月）までにお送りくださいますようお願いいたします。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

技術戦略研究センター マクロ分析ユニット （担当：大石、葦塚）

Email : [tsc-unit@ml.nedo.go.jp](mailto:tsc-unit@ml.nedo.go.jp)

以上